

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成 31 年 2 月 1 日

熊野町長 三村 裕史

1 業務概要

- (1) 業務名 東部地域防災センター(仮称)新築工事に伴う基本・実施設計業務
- (2) 業務内容 東部地域防災センター(仮称)基本設計・実施設計
- (3) 履行期間 契約締結の翌日～平成 32 年 2 月 28 日(金)

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加表明書の提出者の資格要件

ア 単体企業の場合

- (ア) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (イ) 熊野町の平成 29・30 年度の測量・建設コンサルタント業務(建築関係建設コンサルタント業務)の「建築一般」又は「意匠」の入札参加資格の認定を受けていること。ただし、この公示の日において申請又は認定されていない者であっても、技術提案書の提出期限までに平成 31・32 年度の入札参加資格の認定を受けることにより、この要件を満たしているものとして取り扱う。
- (ウ) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申請した場合、裁判所から更生手続き開始決定がされている者であること。
- (エ) 公示の日から契約までの間のいずれの日においても、熊野町の指名除外措置を受けていないこと。
- (オ) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (カ) 設計共同体の構成員として又は他の単体企業若しくは設計共同体の協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。

イ 設計共同体的場合

- (ア) 設計共同体で今回のプロポーザルに参加しようとする場合の構成員の数は 2 者とする。
- (イ) 構成員の代表者(以下「代表構成員」という。)は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が大きい者であること。
- (ウ) 代表構成員及び構成員は、ア(ア)から(オ)に掲げる条件を全て満たす者であること。
- (エ) 構成員が単体企業若しくは他の設計共同体的構成員や協力事務所として今回のプロポーザルに参加していないこと。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

別紙 2「技術提案書の提出者を選定するための基準」のとおり。

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

別紙 3「技術提案書を特定するための評価基準」のとおり。

3 手続等

(1) 担当課

〒731 - 4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号

熊野町建設部開発指導課（営繕グループ）

電話 082-820-5638、ファクシミリ 082-854-8009

電子メール kaiatsu@town.kumano.lg.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法等

ア 交付期間 平成 31 年 2 月 1 日（金）から平成 31 年 3 月 14 日（木）まで

イ 交付方法 町ホームページからのダウンロードを原則とする。

なお、希望する者には、次のとおり交付及び郵送を行う。

(ア) 交付場所・申込先

上記 3（1）に同じ。

ただし、上記交付期間の熊野町の休日を定める条例（平成元年熊野町条例第 14 号）に基づく町の休日（以下「休日」という。）を除く毎日 9 時から 17 時まで。

(イ) 郵送を希望する場合

切手を貼付し、返信用封筒に送付先のあて先を記入して、上記 3（1）の担当課に申し込むこと。（郵送する資料は日本工業規格 A 列 4 用紙 50 枚程度（約 200 g））

(3) 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法

ア 提出期間 平成 31 年 2 月 5 日（火）から平成 31 年 3 月 15 日（金）まで

イ 提出場所 (1) に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

(4) 技術提案書の提出要請日、提出期間並びに提出場所及び方法

ア 提出要請 平成 31 年 3 月 26 日（火）

イ 提出期間 平成 31 年 4 月 22 日（月）から平成 31 年 4 月 24 日（水）まで

ウ 提出場所 (1) に同じ。

エ 提出方法 持参又は郵送による。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3（1）に同じ。

(4) 詳細は、説明書による。